

高収益作物次期作支援交付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の発生により売上げが減少する等の影響を受けた、国が指定する高収益作物（野菜・花き・果樹・茶）について、次期作に前向きに取り組む生産者に対する国の交付金事業です。

1. 事業対象者【(1)と(2)の要件を満たす生産者】

- (1) 令和2年2月～4月の期間に前年同期比で減収が確認できる高収益作物（野菜・花き・果樹・茶）について、出荷実績がある、又は出荷することができず廃棄等を行った生産者
- (2) セーフティーネット（収入保険、農業共済、野菜価格安定制度）に加入している、又は今後加入する意向が確認されていること。

2. 申請先及び申請期間

- (1) 潮来市農業再生協議会
潮来市辻 929 番地
なめがたしおさい農業協同組合 潮来営農経済センター内
TEL 0299-80-1550

申請期間：令和2年10月15日（木）～11月20日（金）

※JAなめがたしおさいに出荷があり、既にJAに申請をされている方は、改めて提出されなくて結構です。

3. 支援内容

高収益作物の次期作に向けた取組に対して、次のとおり支援がされます。

◇基本型 50,000円/10a

- ・取組項目①～⑧から2つの取組を実施する面積が対象。

◇施設栽培のうち高集約型

【対象施設】加温装置(空調装置)又はかん水装置がある施設

対象品目(高集約型品目)	交付単価
施設栽培の花き、大葉、わさび	80万円/10a
施設栽培のマンゴー、おうとう、ぶどう	25万円/10a

- ・取組項目①～⑧から2つの取組を実施する面積が対象。
- ・施設栽培のうち高集約型(80万円/10a)の取組は、①から⑦の取組のうち③に必ず取り組むこと。

※取組項目については、裏面を参照

取組項目		
ア	①	機械化体系の導入 ※購入、レンタル、リース(いずれも可)
	②	集出荷経費の削減に資する資材の導入(大型コンテナ、通い容器等の導入)
イ	③	品目・品種等の導入(栽培技術の転換等)
	④	肥料・農薬等の導入(転換に必要な資材導入等)
	⑤	かん水設備等の導入(品質向上に必要な機器等の導入)
ウ	⑥	土壌改良・排水対策の実施(作柄安定に資する対策の実施等)
	⑦	被害防止技術の導入(作柄安定に資する資材等)
エ	⑧	1 労働安全確認事項の実施(講習会の受講等)
		2 農業機械への安全装置の追加導入やほ場環境改善・軽労化対策の導入
オ		3 事業継続計画の策定等

【申請時に準備するもの】

(1) 2月から4月における出荷伝票や納品書等の写し、又は廃棄したことを証明できる書類(前年産の出荷実績及び今年産の廃棄の理由書)

※出荷伝票や納品書等の写しは全てでなく、一部分でかまいません。

(2) 【申請書(別紙様式6-1号)】、【取組計画書(別紙様式6-2号)】、【個人ごとの面積等整理表(参考様式1-1～3、様式2、参考様式3)】、【申請者が記入するシート】

※潮来市農業再生協議会または、市もしくは国のHP等から入手してください。

(3) 農地台帳や経営所得安定対策営農計画書(水田作物の場合)の写し

○市農業委員会から農地台帳を入手してください。

※農地台帳等の公的資料に記載されたほ場面積を基に、取組を行った面積が対象となります。

(4) 園芸施設の面積等を確認できる書類

○園芸施設を設置している場合は、農業共済加入細目書等の施設の面積や所在地が確認できる書類を準備してください。

○面積を確認できる書類がない場合は、実測により面積を把握してください。

※施設栽培による品目は、施設内で取組を行った面積が対象となります。

【実績報告時に準備するもの】

(1) 実績報告書(別紙様式8-1号)

(2) 取組実績報告書(別紙様式8-2号)

(3) 取組の実施に要した経費が分かる書類(日付入り資材購入伝票等)

(4) 取組を行ったことが分かる作業日誌、日付入り写真、取組筆一覧、作付写真等

(5) 機械をリースし、取組まれた場合はさらに、契約書及び支払伝票